

第9回千葉市景観総合審議会会議録

1 日 時： 平成29年5月12日（金）午後1時30分～午後2時10分

2 場 所： 千葉中央コミュニティセンター7階 「大会議室」

3 出席者： （委員）

北原委員、大内委員、栗生委員、霜田委員、田口委員、
八木委員、河野委員、吉田委員、鈴木委員、伊落委員、
加納委員

（事務局）

服部都市局長、松本部長、丸山室長、稲増主査、
舘主任主事、田中主任主事

4 議 題

1. 開 会

2. 議題

第1号 会長選出

第2号 副会長の指名

第3号 会議録署名人の指名

3. 報告

(1) 平成27・28年度における景観法に基づく届出等について

(2) 平成27・28年度における屋外広告物条例に基づく申請等について

(3) 屋外広告部会の結果について

① 第9回屋外広告部会の結果について（報告）

② 第10回屋外広告部会の結果について（報告）

③ 第11回屋外広告部会の結果について（報告）

4. その他

5. 閉 会

5 会議経過

丸山室長： 定刻になりましたので、ただいまから第9回千葉市景観総合審議会を開催いたします。

本日、ご出席いただいております委員は、16名中11名でございます。半数に達しておりますので、千葉市景観総合審議会設置条例第5条第2項により本会は成立しております。

また、審議会運営要領では、本審議会は公開を原則としておりますので、本日は公開会議にしますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、都市局長、服部から挨拶を申し上げます。
服部都市局長： 都市局長の服部でございます。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、日頃から、本市の都市行政に対し、ご指導とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日は景観総合審議会第4期の最初の会議となります。審議会委員を快くお引き受けいただきましたことを、改めて御礼を申し上げます。皆様の任期は、平成31年4月までの2年間となっております。これから本市の景観行政及び屋外広告行政についてのご審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、千葉市の中心部の話でございますけれども、昨年からパルコが撤退したり、三越が撤退したり、一方、千葉駅が非常にきれいになり、ちばぎん総研の調査の結果では、人がまた少し増えています。我々は、この地区を回遊させるようなことで、最近よく中心部を歩くようにしているのですが、この建て替えがもっともっと進んでいけば、中心部も変わったなという印象になるのですが、今、資材がすごく高くなっているということと、都心の本当の中心部では、大きな建物の建て替えをそんなにやっているわけではありません。

横浜でも同じような話がありますけれども、みなとみらいの空き地にもものが建っているだけだったり、川崎でも駅の西口はまだ倉庫の空き地であったり、東口にも地元の百貨店がありまして、さいか屋跡もありますけれども、いまだに放置されたまま、そんな状況が非常に続いております。空き家が増えるにつれ、やっぱりまだ少し使っていくという意味でリノベーションとか、その建物の空きや公共空間も含めて、デザインをもう一回やり直すぐらいの時期に来ているのではないかと思います。

千葉の中心部はもうご存じのとおり、戦災復興区画整理もできていますので、空間の量としては物凄く充実をしていると思うのですが、そろそろ人の使い方というか、公共空間に対する意識も大分変わってきているというところで、少しデザインを変えていかなければならないのではないかと感じながら、最近、中心部をよく歩いているというようなことをやっております。

私もデザインについては、いろいろと勉強していかなくてはならないのですが、今回この景観総合審議会の委員になられました皆様には、是非そういう中で、いろいろお知恵を拝借できればというふうに考えてございます。

本日の議題でございますけれども、今回は委員改正後、初めての開催となりますので、会長、副会長の選出や、今年度で第7回目となる都市文化賞の開催に向けた表彰選考部会の委員の決定、屋外広告部会の委員の決定をお願いしたいと思っております

また、平成27年度、28年度における景観法及び屋外広告物条例の届け出及び申請の件数についても、併せてご報告をさせていただきます。

また、今年の2月の景観総合審議会以降に開催いたしました3回の屋外広告部会について、ご報告したいと思います。

それぞれのお立場からご審議をいただきたいと考えておりますので、本日はよろしくお願いをいたします。

稲増主査： ありがとうございます。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

本日お集まりいただいているのは、平成29年5月1日からの第4期の委員の皆様でございます。お手元の委員名簿の順番でご紹介いたします。

一般財団法人日本色彩研究所主任研究員、大内啓子委員です。

大内委員： 大内でございます。よろしくお願いをいたします。

稲増主査： 首都大学東京システムデザイン学部教授、菊竹雪委員ですが、本日は都合により欠席されております。

千葉大学名誉教授、北原理雄委員です。

北原委員： 北原です。よろしくお願いをいたします。

稲増主査： 千葉大学名誉教授、栗生明委員です。

栗生委員： 栗生です。よろしくお願いをいたします。

稲増主査： 千葉大学大学院園芸学研究科准教授、霜田亮祐委員です。

霜田委員： 霜田と申します。よろしくお願いをいたします。

稲増主査： 多摩美術大学名誉教授、田口敦子委員です。

田口委員： 田口でございます。よろしくお願いをいたします。

稲増主査： 千葉大学大学院工学研究科准教授、松浦健治郎委員ですが、本日は都合により欠席されております。

NPO法人景観デザイン支援機構監事、八木健一委員です。

八木委員： 八木です。よろしくお願いをいたします。

稲増主査： 日本大学短期大学部准教授、山崎誠子委員ですが、本日は都合により欠席されております。

千葉商工会議所常務理事、河野功委員です。

河野委員： 河野です。よろしくお願いをいたします。

稲増主査： 千葉県屋外広告美術協同組合理事長、中野聖子委員ですが、本日は都合により欠席されております。

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、河原泰委員ですが、本日は都合により欠席されております。

NPO法人まちづくり千葉副理事長、吉田節子委員です。

吉田委員： 吉田です。よろしくお願いいたします。

稲増主査： 千葉県警察千葉市警察部総務課長、鈴木和幸委員です。

鈴木委員： 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

稲増主査： 市民公募の伊落美恵子委員です。

伊落委員： 伊落と申します。よろしくお願いいたします。

稲増主査： 市民公募の加納国雄委員です。

加納委員： 加納でございます。よろしくお願いいたします。

稲増主査： 以上、出席委員は11名です。

引き続き、事務局の紹介をさせていただきます。

都市局長、服部卓也です。

服部都市局長： 服部でございます。よろしくお願いいたします。

稲増主査： 都市部長、松本真吾です。

松本部長： 松本と申します。よろしくお願いいたします。

稲増主査： 都市計画課都市景観デザイン室長、丸山尚正です。

丸山室長： 改めまして、丸山です。よろしくお願いいたします。

稲増主査： 申し遅れましたが、私、都市景観デザイン室、稲増真木子です。よろしくお願いいたします。

同じく、都市景観デザイン室主任主事、舘敬介です。

舘主任主事： 舘です。よろしくお願いいたします。

稲増主査： 同じく主任主事、田中智也です。

田中主任主事： 田中と申します。よろしくお願いいたします。

稲増主査： 以上、よろしくお願いいたします。

ここで、局長の服部ですが、所用がございまして退席とさせていただきます。

(局長退席)

稲増主査： ここで、本日の資料を確認いたします。

まず、1枚目として次第、2枚目に委員名簿、次に議事資料がセットになっている資料です。続いて、当審議会設置条例、千葉市都市文化賞実施要綱・要領、屋外広告部会運営規程がセットになっている資料です。

以上になりますが、不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は景観総合審議会第4期の委嘱後、初めての開催でございますので、最初に会長の選出に入りたいと思います。

当審議会条例第4条第2項では、会長は委員の互選により定めることとなっております。また、議長は会長が務めることとされておりますので、会長が決まるまでの間、松本部長が仮議長として議事進行をしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

稲増主査： ありがとうございます。それでは、松本部長、お願いいたします。

松本部長： それでは、皆様にご賛同いただきましたので、会長が決まるまでの間、僭越でございますが、仮議長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

早速ですが、会長不在ということで会長の選出に入りたいと思っておりますが、ご異議なければ指名推薦の方法によって決めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本部長： では、進めさせていただきたいと思っております。

どなたかご推薦をいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

田口委員： これまでこの景観総合審議会、長い間まとめていただいております前委員長の北原先生にお願いしたいと思っておりますけれども、どうでしょう。

松本部長： ただいま、田口委員から北原委員を推薦したい旨のご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本部長： よろしいですか。ご異議ないということで、進めさせていただきます。

北原委員、お受けいただいてよろしいですか。

北原委員： はい。

松本部長： ありがとうございます。

それでは、今後、当審議会の会長を北原委員にお願いすることで決定いたします。ご協力ありがとうございます。

それでは、北原会長、議長席に移っていただきまして、大変恐縮でございますが、ご挨拶とその後の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

北原会長： ご指名をいただきました北原です。

当景観総合審議会になってから4期目ということで、千葉の地、まちの景観の計画を続けています。やはりここに来て、2010年代になって余り相応しいことではありませんが、先ほど局長さんのお話にもありましたけれど、旧中心街から中心街が移ってきて、それで千葉駅が新しくなり、エキナカなどは良くなっていますが、そこから新しい駅舎を見ると、やっぱり開口部が要塞みたいで、今さらなのですが、まちの顔がこれで景観をつくっていきけるか

なという気がします。やはりあの駅からまちへ出ていくことを考えると、景観をつくっていくにはまだまだ課題が多いということで、この審議会に課せられた任務もますます重要ではないかと思っています。

そういうことで、是非皆様のお力添えをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速始めたいと思います。議題第2号、副会長の指名です。審議会条例第4条第3項では、会長が指名することになっていますので、副会長として引き続き栗生委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

北原会長： それでは、副会長は栗生委員にお願いします。よろしくをお願いします。

続いて会議録署名人ですが、会長が指名する委員となっています。今回は八木委員にお願いしたいと思います。

八木委員： 承知しました。

北原会長： よろしくをお願いします。

続いて、当審議会には2つ部会が設けられておりますが、それぞれの部会について、まず、1つ目の表彰選考部会、それから2つ目が屋外広告部会で、審議会設置条例第7条2項では、会長が指名する委員で組織すると規定されていますので、私から指名させていただきます。

まず、表彰選考部会の委員ですが、都市文化賞実施要項第6条の規定に基づいて、当審議会の学識経験委員の中から指名させていただきます。

大内委員、菊竹委員、栗生委員、霜田委員、田口委員、松浦委員、八木委員、山崎委員の8名にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、本日欠席の委員には、事務局から連絡をして了解をいただいでください。

丸山室長： はい、かしこまりました。

なお、この審議会終了後に表彰選考部会を開催いたしたいと考えておりますので、部会委員の皆様、引き続きご出席いただきますよう、よろしく願いいたします。

北原会長： この後、部会を開くということですので、委員の皆さん、活発なご意見のほどお願いします。

続いて、屋外広告部会の委員ですが、屋外広告部会運営規程第2条の規定に基づいて、当審議会の中から大内委員、菊竹委員、田口委員、中野委員、松浦委員、八木委員の6名にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

この部会につきましても、本日欠席の委員には、事務局から連絡をして了解をいただいでください。

丸山室長： はい、わかりました。表彰選考部会の後に屋外広告部会を開催いたします。

引き続き協力のほどお願いいたします。

北原会長： それでは、報告事項に入ります。傍聴の方は、お配りした傍聴要領等をお守りいただいて、審議会の秩序にご協力をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

丸山室長： それでは、都市景観デザイン室の業務の概要について、スクリーンに沿って説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、平成27年度・28年度の景観法に基づく行為の届け出についてですが、その報告をいたします。

景観法に基づく届け出の対象となる行為ですが、（１）建築物の新設、増築、改築、移転、外観に係る修繕もしくは模様替え、または外観の色彩の変更、（２）工作物の新設、増築、改築、移転、外観に係る修繕もしくは模様替え、または外観の色彩の変更、（３）開発行為となっております。

次に、届け出の対象規模ですが、建築物の新築等の場合には、市街化区域では、高さが20メートルを超えるもの、または延べ床面積が5,000平方メートルを超えるもの、市街化調整区域では、高さが10メートルを超えるもの、または延べ床面積が1,000平方メートルを超えるものとなります。

工作物の新築等の場合は、高さが20メートルを超えるものになります。

開発行為の場合には、区域面積が1万平方メートルを超えるものとなります。

次に、平成27年度の景観法に基づく届け出の件数ですが、届け出の件数は合計で83件となり、そのうち景観アドバイザー相談を行ったものが56件となります。83件の内訳は、建築物69件、工作物10件、開発行為4件となっております。

次に、平成28年度の景観法に基づく届け出の件数ですが、届け出の件数は89件、このうち68件を景観アドバイザー相談を行っております。89件の内訳は、建築物77件、工作物8件、開発行為4件となっております。

次に、景観法に基づく行為の届け出の事例でございます。これは当初の計画では、壁面に高彩度色が多数使われている計画でしたが、事業者との協議により、周辺環境に配慮し、低彩度色のものに変更した例です。これはパチンコ屋さんです。

続きまして、報告事項2となります。平成27年度及び平成28年度屋外広告物の条例に基づく申請等についてですが、本市では広告物を設置する者は、条例に基づき、あらかじめ許可を必要としており、市内で広告物を設置することを事業として行っている者は、事前に市に登録を行うこととなっております。

まず、平成27年度の実績ですが、屋外広告物の設置許可の件数は458件と

なっております。屋外広告業登録の件数は205件となっております。そのほか、張り紙や張り札など違反広告物として簡易除却したものは、約1万8,000枚ありました。

次のページにいきまして、平成28年度の実績です。屋外広告物の設置許可の件数は421件となっており、屋外広告物業登録の件数は142件となっております。違反広告物として除却したものは、約1万1,000枚ございました。

説明は以上です。

北原会長： どうもありがとうございます。

報告事項の1と2について説明していただきましたが、ご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。特に大きな問題はなかったことのようにです。

それでは、報告事項の3番目、屋外広告部会の結果について、事務局から説明をお願いします。

丸山室長： それでは、次第の報告事項3、(3)屋外広告部会の結果について、第9回と第11回までを報告いたします。

路上への広告の掲出は、基本的には禁止となっておりますが、今回報告する3件は、いずれも特例で許可したものです。

初めに、第9回屋外広告部会の結果についてです。

許可の特例について、千葉駅東口駅前広場です。

付議の内容は、1、表示または設置する者は、株式会社電通東日本、2、表示または設置の場所は、中央区富士見1丁目（千葉駅東口駅前広場）でした。3、表紙または設置の期間は、平成29年3月1日から平成29年3月20日までです。

4、種類・数量ですが、(1)壁面広告は、数量はモノレール支柱3カ所、サイズはモノレール支柱の表と裏に2枚並べて掲出するため、2枚分の幅が6,000ミリメートル、高さは1,300ミリメートルでした。(2)張り紙ですが、数量は藤棚8カ所、4支柱のうち掲出ができない3本を除く29カ所へ1枚ずつ掲出を許可しました。サイズは幅200ミリメートル、高さ1,200ミリメートルです。

次に、設置の場所ですが、スクリーンの①から③のモノレール支柱の壁面広告と、④から⑪、少し見づらいですが、その藤棚支柱の張り紙となります。この図面の緑色で囲まれているところは、JR所有地です。

これはモノレール支柱に添えました意匠Aとなります。

こちらが意匠Bとなります。

これは藤棚に掲出された張り紙の意匠になります。

モノレール支柱の現地写真となります。

次に、第10回屋外広告部会の結果について報告いたします。

許可の特例について、モノレール支柱です。

付議の内容は、1、表示または設置する者はセンシティブビルディング管理組合、2、表示または設置の場所は、中央区新千葉1丁目2番地先（都市計画道路中央港本町線、新町千城台線）、3、表示または設置の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

4、種類・数量は（1）壁面広告で、数量はモノレール支柱2カ所、サイズはそれぞれ幅が2,700ミリメートル、高さ1,820ミリメートルでした。

次に、設置の場所は図のとおりとなります。地図上にお示した場所となります。

そごうの千葉店のエントランスを出てすぐのところにあるモノレール支柱の橋脚に掲出しました。

これは千葉駅側に設置した意匠Aです。

こちらは、そごう側に設置した意匠Bです。

意匠Aの現地写真になります。

これは、そごう側、意匠Bの現地写真になります。

次に、第11回屋外広告部会の結果について報告いたします。

こちらは第9回屋外広告部会と同じく、許可の特例については、千葉駅東口駅前広場です。

付議の内容は、1、表示または設置する者は、株式会社電通東日本、2、表示または設置の場所は、中央区富士見1丁目（千葉駅東口駅前広場）です。表示期間は、平成29年4月24日から平成29年5月7日までです。

4、種類・数量、（1）壁面広告ですが、数量はモノレール支柱3カ所、サイズはモノレール支柱の表と裏に2枚並べて掲出するため、2枚分の幅で、幅が5,500ミリメートル、高さが1,700ミリメートルです。

（2）張り紙ですが、数量は藤棚8カ所、4本の支柱に1枚ずつ掲出しましたが、こちらも3カ所掲出できないところがありましたので、合計で29枚でした。サイズは幅200ミリ、高さ1,200ミリメートルです。

これはモノレール支柱に掲出した意匠Aになります。

これは藤棚に掲出した意匠Bになります。

モノレール支柱に掲出した意匠Aの現地写真です。

これは藤棚の支柱に掲出した意匠Bの現地写真です。

これで、報告事項（3）の説明は以上となります。

北原会長： どうもありがとうございました。

屋外広告部会の結果についてご報告いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

栗生委員。

栗生委員： 屋外広告部会の範疇であるのかどうかわかりませんが、公共的な看板、市が設置主体となる看板はこの部会の議論の範疇に入っているのでしょうか。

というのは、私の住んでいるまちに、例えばアイドリング禁止だとか、歩行喫煙禁止みたいなものの数がどんどん増えていくんですね。今のものを見ていると、期間限定ならこのくらいでもいいのかもしれないが、あれはどういうルールで成り立っていますか。特に千葉市の場合、デザインがよくなっていますよ。物凄い書きなぐったようなデザインだと思います。

北原会長： これは事務局から回答してもらった方がいいでしょうかね。

田口委員： ほかの自治体でもやっているんですけども、外部でデザインを審査しているんですね。ただ、千葉市のほうは今おっしゃったように、多分、審査していないのだと思います。

丸山室長： 千葉市屋外広告物条例では、許可の対象が規定されておりまして、その中で公共団体等が公共の目的に掲出するものについては、許可の適用除外になるために、部会の案件にならないのです。ですから、そもそもデザイン協議は行われないので、今、私どもの中では事前に関係部署から何らかの情報があつた場合には、条例には基づかないデザイン協議ということで、アドバイスという形で部会、若しくはほかの委員の皆さんにご相談させていただく方法を行う場合があります。

栗生委員： それでは、年々それが増えていくんですね。なかなか取り払われなくて。そうするとせっかくの桜並木の町並みが、そういう看板で埋め尽くされていくような状態になっていくので、そういうところに対しても、この広告部会で議論できるといいのではないかなと思います。

丸山室長： 本市の屋外広告部会の場合は、あくまでも千葉市屋外広告物条例の特例の判断のときの審査をしていますので、今、栗生委員が言われた内容については、任意の話し合いの中でよいかどうか判断するということになります。

栗生委員： だから、広告部会ではないかもしれないけれども、この景観総合審議会としては、景観に直結する重要な問題を検討できないでしょうか。

松本部長： 今、ご質問されましたように、行政が広告物で規制をかけながら、その行政がまた町並みを壊しては、全然あべこべな話でございます。これは全庁全体に係る話ですので、内部でその辺は考えて対応してまいりたいと思います。

北原会長： この審議会条例に基づいて、議案となるものの対象外ではありますが、ただ、千葉市の景観に関わってくるような、市が掲出するものについては、この審議会にかけるかどうかは別として、景観デザイン室が把握している、そういう意味で一応は通るといようなシステムを市の内部側でつくっていく

と、まずはそれが第一歩かなと思いますので、よろしくお願いします。

八木委員： 3. の(1)の議題にかかるのですが、景観アドバイスのことなのですが、届け出に関して意見というか要望がございます。何かといいますと、今まで何回か景観アドバイスをさせてもらっているのですが、提出される資料の表現力というか、図面表現が結構ばらつきがあるんですね、業者によって。非常にわかりやすいのもあれば、これじゃわからないなというのも結構あって、我々が実際現場に行ってみられるのだったらいいのですが、資料を持ってこられて、担当者の方にこれはどういうものだろうねと質問することが何度もありました。なので、その辺りの提出、届け出の資料の質の問題は、どこかである程度コントロールといいますか、事前のアドバイスが要るのかなと思います。

具体的に言うと、例えば非常にわかりやすいパースだとか、完成予想図の図面表現が出てくるのはいいのですが、よくわからないということもあります。特に景観というのは、単独でそれ自体がいい悪いという話にならざるを得ないのですが、その周辺の環境とどうマッチするかしないかという評価もありますので、少なくともその写真なども、現況の写真は空き地のままでなくて、そこへはめ込んで、景観がはめ込まれているのはいいのですが、周りも一緒に含めてやらないと、どういうところにこれが建つものというのがちょっとわかりにくいということがあるので、今後提出するときには届け出も、提出資料に関しても、もうちょっと何か具体的な指示ができないかなというのを常々感じます。

北原会長： 届け出に関する交通整理の話ということでよろしいですか。

八木委員： そうですね。はい。

北原会長： パースの腕前の問題であるというには、あんまり届出者に突っ込めないところがありますけれども、周りの状況がわかるような写真をきちんと揃えてくださいということであれば、そんなに負担があることではないので、今どういうまちがあって、そこにどういうものが入るかということがわかる状態でアドバイザーさんに評価していただけるといいなと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで議題は終了ということであります。その他の方で何かありますか。

丸山室長： 特に議題はありません。

北原会長： 委員の皆さんからその他で何かありませんか。よろしいですか。

それでは、以上で今日の議事は全て終了します。どうもありがとうございます。進行を司会にお返しします。

稲増主査： これをもちまして、第9回千葉市景観総合審議会を閉会させていただきます。北原会長、委員の皆様、ありがとうございました。

－ 以上 －

午後2時10分 閉会

上記会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

会議録署名人

会 長

委 員

問い合わせ先 千葉市都市局都市部都市計画課
都市景観デザイン室
TEL 043-245-5307
FAX 043-245-5627
E-mail keikan@city.chiba.lg.jp